

人権を尊重しみんなが生きやすい  
狛江をつくる基本条例

逐条解説

令和2年6月

## 目次

|                     |    |
|---------------------|----|
| 制定の目的・経緯            | 1  |
| 前文                  | 2  |
| 第1条 目的              | 3  |
| 第2条 定義              | 3  |
| 第3条 人権を侵害する行為の禁止    | 4  |
| 第4条 市民の権利           | 8  |
| 第5条 市の責務等           | 9  |
| 第6条 市民の責務           | 9  |
| 第7条 団体の責務           | 9  |
| 第8条 市民等との連携         | 10 |
| 第9条 相談及び救済          | 10 |
| 第10条 啓発等            | 12 |
| 第11条 子どもへの教育及び啓発    | 13 |
| 第12条 市の支援           | 13 |
| 第13条 狛江市人権尊重推進会議の設置 | 14 |
| 第14条 組織等            | 15 |
| 第15条 会長及び副会長        | 15 |
| 第16条 会議             | 15 |
| 第17条 庶務             | 16 |
| 第18条 委任             | 16 |
| 付則                  | 16 |

### 【制定の目的・経緯】

本条例は狛江市において初めて制定する人権の尊重に関する基本条例であり、市民一人ひとりが個人として尊重されることを目的とし、子どもから大人まで全ての市民に関わる多様な人権課題を網羅するものです。そして、本条例は市としての人権についての統一された基本・拠り所となるものです。

また、本条例は、人権侵害をする人に対して、罰則、公表といった厳しい対処をすることが目的ではなく、狛江市全体で人に対する思いやりや人権を守ろうというあたたかい気持ちを育むことによって、誰もがより生きやすい、安心して暮らせる平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまちをつくっていくことを目的として制定します。

本条例の制定の背景としては、次の2点が挙げられます。

1点目は、市の最上位計画である「狛江市第3次基本構想」における「まちづくりの原則」の中の「平和を求め人権を尊重するまちづくり」をさらに発展させていきたいというものです。なお、令和2年度から始まる「狛江市第4次基本構想」においても、将来都市像である「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」を実現するための分野別のまちの姿に「人権が尊重され、市民が主役となるまち」を掲げており、多様な主体がお互いに尊重し合う気持ちを醸成し、浸透させることで、誰もが平和に暮らすことができる「人権が尊重されるまち」を目指しています。

2点目は、平成30年に明るみに出た当時の市長によるセクシュアル・ハラスメントに関する問題を受け、これを契機として狛江市が人権を尊重する先進市を目指し、人にやさしいまちにするための条例を定めるものです。なお、本件については、市役所内における再発防止策として、議員提案により「狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例」を制定、平成30年11月1日から施行しており、この中で外部有識者を含む苦情処理委員会、外部相談機関を設置する等、内部のハラスメント対策を実施しています。

条例の名称については、誰もがお互いに尊重され、生きやすいまちを目指したいとの思いを込めるとともに、名称からどのような条例なのかイメージがつきやすいよう「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」としています。

## <前文>

基本的人権は、全ての人が生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利であり、この権利が守られるべきことは日本国憲法で定められています。人権が守られるためには、自分の人権が守られること、相手の人権を守ること、この両方が大切です。

狛江市は、お互いの顔が見える小さなまちです。このまちにも、自分の人権が侵害されたと感じていたり、生きづらさを抱えたりしている人がいます。私たちは、どんな理由があっても、誰かを傷つけたり、いじめたり、仲間はずれにしたりすることは、決して許しません。

市民一人ひとりが個人として大切にされ、誰もがより生きやすい、安心して暮らせる平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまちをみんなで作っていくために、この条例を制定します。

人に対する思いやりや、みんな違ってみんな大切だという心を育み、子どもから大人までみんながあたたかい気持ちで過ごすことができるよう、人権に対する思いを育んでいきましょう。

### 【解説】

前文については、狛江らしさと、誰が読んでも主旨が伝わるよう平易な表現を心がけ、一般的になじみのない条例を多くの市民が自分のこととして読むことができることを意識したものとなっています。

基本的人権については、日本国憲法第 11 条に「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と規定されており、すべての国民に保障されているものです。本条例においては、自分が守られる権利だけでなく、相手の人権を守る義務も同様に重要であることから、この 2 つを合わせたものを「人権」と規定しています。

狛江市においても、人権が侵害されたと感じたり、何らかの生きづらさを抱えたりしている人がいるという事実があり、これが本条例の立法事実となります。

また、前文には、どのような理由があっても人権を侵害することは許されないという強い思いを込めています。そして、狛江市は日本で 2 番目に小さな市、お互いの顔が見えるまちであるからこそ、みんなが安心して住み続けるためには、お互いを理解し、認め合い、共に支え合う気持ちが市全体に広がるのが大切です。そのため、本条例では罰則を規定し厳しく取り締まるのではなく、市全体で人権を守ろうという意識を高め、一人ひとりがあたたかい気持ちを持って支えあい、やさしいまちを目指していくという姿勢を明らかにしています。

前文の結びに「育んでいきましょう」という呼びかけの形を用いることによって、全ての市民とともに、気持ちを一つにして「誰もがより生きやすい、安心して暮らせる平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまち」を作っていこうという思いを込めています。

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び団体の責務を明らかにするとともに、人権の尊重に関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権を尊重しみんなが生きやすいまちの実現を図ることを目的とする。

**【解説】**

本条例は、全ての国民に基本的人権を保障している日本国憲法第11条の下、狛江市において、人権を尊重しみんなが生きやすいまちの実現を図ることを目的とし、市、市民及び団体の責務、人権の尊重に関する施策の基本となる事項を規定するものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市外に居住する者のうち、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内に滞在する者をいう。
- (2) 団体 市内で営利活動又は非営利活動を行う団体をいう。
- (3) 関係機関等 東京都、法務局、警察署、他自治体、営利活動又は非営利活動を行う団体等をいう。

**【解説】**

(第1号 市民)

本条例においては、市内在住者に限らず、在勤、在学者のほか、何らかの目的をもって市内を訪れ、期間を問わず滞在する者を市民と定義しています。

特に「滞在する者」については、観光や通勤、買い物等、何らかの目的をもって一時的に市内に滞在する者も含めるものとします(ただし、電車やバスで通過するだけの者は含まない)。よって、市内でヘイトスピーチ等の行為を行う者についても市民に該当します。また、市職員についても市内在勤者となるため、ここで定義する市民に含まれます。

(第2号 団体)

団体とは、企業や事業者のように市内で営利活動を行うもののほか、NPO法人や市民公益活動団体、町会自治会のように市内で非営利活動を行うものとしています。

(第3号 関係機関等)

関係機関等とは、条例を推進するにあたり関係すると想定される機関を指し、東京都、法務局、警察署、児童相談所、他自治体等の他、市内外を問わず人権問題について取り扱う各種営利又は非営利団体等があります。

(人権を侵害する行為の禁止)

第3条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、宗教、財産その他社会情勢の変化等に伴い新たに顕在化した人権課題等、理由の有無にかかわらず、差別、いじめ、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害その他の人権を侵害する行為をしてはならない。

#### 【解説】

何人もどのような場所や場面においても、理由の有無にかかわらず、人権を侵害する行為をしてはならないと規定しています。狛江市はいかなる人権侵害も許さないという意思を、ここで明確に表明しています。なお、人権を侵害する行為の禁止は本条例に限らず一般的な概念です。いかなる人においても人権を侵害する行為をしてはならないということを表現するため、第3条のみ主語を「何人も」としています。

また、今後想定していない場所及び場面において人権を侵害する行為が起こりうることを見据え「その他あらゆる場所及び場面において」と表現しています。

「その他社会情勢の変化等に伴い新たに顕在化した人権課題等」とは、条文に示した理由以外に、今後顕在化する全ての人権課題を表すほか、本条例が多様な人権課題を網羅するものであることを表現しています。

人権を侵害する行為としては、主に以下のものが挙げられます。また、例示されているもの以外にも、人権を侵害する行為に該当するものは全て禁止しています。

#### ◇いじめ

いじめとは、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じることを指します。〈文部科学省 いじめの定義参照〉

暴力によって肉体的な苦痛を与えるもの以外にも、仲間はずれ、無視、相手が嫌がることをしたりさせたりする等の心理的ダメージを与えるものがあります。また、インターネットの掲示板やサイトへの匿名性を利用した個人を攻撃する書き込みを行うようなネットいじめもあります。

〈法務省 子どものいじめをなくすために参照〉

#### ◇虐待

虐待には、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢）及び心理的虐待があります。子ども以外にも、高齢者や障がい者等への虐待もあります。

身体的虐待には、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する等があります。

性的虐待には、同意のない性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする等があります。

ネグレクトには、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない等があります。

心理的虐待には、言葉による脅し、無視、他の家族等との差別的扱い、目の前で他の家族等に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス）、他の家族等に虐待行為を行う等があります。

＜厚生労働省 児童虐待の定義参照＞

#### ◇ハラスメント

ハラスメントとは、相手に対する誹謗、中傷、風評の流布等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為であり、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの他にも、様々なものがあります。

セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反する性的な言動（意図的又は意図的でないにかかわらず、性的な関心又は欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。）のことを指します。

パワー・ハラスメントとは、職務上の地位若しくは権限又は職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて職員の人格又は尊厳を侵害する言動のことを指します。

モラル・ハラスメントとは、職務上の地位等に関係なく、職員の人格又は尊厳を侵害する言動のことを指します。

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントとは、職員の妊娠若しくは出産又は職員の妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に関して合理的な理由のない否定的な言動のことを指します。

＜狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例、狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例施行規則より＞

上記のハラスメント以外にも、アカデミック・ハラスメント（大学等の教育機関において行われるパワー・ハラスメント）、ソーシャル・ハラスメント（SNS等のソーシャルメディアにかかわるハラスメント）、ジェンダー・ハラスメント（社会通念的な性差別によって行われるハラスメント）、レイシャル・ハラスメント（人種の差別を行うハラスメント）、ソジ・ハラスメント（性的指向や性自認においてマイノリティにあたる方々へ対するハラスメント）、スモーク・ハラスメント（非喫煙者が喫煙者によって受動喫煙を強いられたり喫煙を迫られたりすること）、アルコール・ハラスメント（飲酒の強要や飲めない人への配慮をしないハラスメント）、スメル・ハラスメント（にoinによって周囲の人を不快な気持ちにさせるハラスメント）等、様々なハラスメントが問題になっています。

#### ◇ドメスティック・バイオレンス

ドメスティック・バイオレンスとは、夫婦や恋人等親しい間柄での暴力のことを指します。身体的暴力の他、性的暴力や精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力があります。

＜狛江市男女共同参画推進計画＞

身体的暴力には、平手で打つ、足で蹴る、髪を引っ張る、もので殴る、首を絞める、腕を捻る、引きずり回す、ものを投げつける等があります。

性的暴力には、嫌がっているのに性行為を強要する、無理にポルノ等を見せる、嫌がっているのに裸の写真を撮る、中絶を強要する、避妊に協力しない等があります。

精神的暴力には、大声でどなる、何を言っても無視して口をきかない、人前でバカにする、生活費を渡さない（経済的暴力）、友人・家族との付き合いを制限する（社会的暴力）、大切なものを壊す、仕事をやめさせる、子どもに危害を加えるといった脅す、別れるなら自殺するといった脅す等があります。

＜東京ウィメンズプラザ 配偶者暴力（DV）とは何ですか？参照＞

#### ◇プライバシーの侵害

プライバシーの侵害とは、個人の私生活に関する情報を、本人に断りなく公開し、本人に精神的苦痛を与えることを指します。

＜総務省 プライバシー情報の取扱い参照＞

人権を侵害する行為が起こる理由としては主に以下のものが挙げられますが、本条例では理由の有無にかかわらず人権を侵害する行為をしてはならないと規定しています。

#### ◇年齢

年齢を理由とする人権問題には、子どもの人権問題、高齢者の人権問題等があります。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）では、18歳未満の児童（子ども）を権利を持つ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。しかし、児童虐待、いじめ、教師による体罰の問題や、インターネットを通じた犯罪に巻き込まれる等の事態が生じています。更に、親の収入状況によっては十分な教育の機会が得られなくなる等の問題もあります。

近年の高齢化社会においては、豊富な知識と経験を持っている高齢者が、住み慣れた地域で生活し続けることができ、若い世代とともに地域社会の様々な活動に参加できるよう社会環境づくりを進めていくことが重要です。しかし、年齢を理由に社会参加の機会を奪われたり、住宅の賃貸を拒否される等の問題が起きるとともに、虐待や地域からの孤立、高齢者を狙った悪質商法の発生といった問題も生じています。

また、労働者の募集及び採用についても、年齢を理由に応募を断ったり採否を決定したりする行為は原則禁止されています。

＜ユニセフ子どもの権利条約、東京都総務局人権部じんけんのとびら、厚生労働省より＞

#### ◇障がい

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）では、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置について定めています。

また、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として平成25年6月に制定されました。

障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえでは、街中や店舗等における段差やだれでもトイレの不足等の「物理的なバリア」、就業や生活にかかわる「制度・慣行的



なバリア」、視覚や聴覚等の障がいによる情報入手やコミュニケーションに係る「情報面のバリア」、障がい者への無理解から生じる偏見や差別といった「心のバリア」等、様々なバリアがあります。

＜東京都総務局人権部じんけんのとびら＞

#### ◇疾病

疾病による人権問題としては、HIV 感染・エイズやハンセン病等の伝染病について、その病気に対する正しい知識や理解がないために、患者や感染者、家族や医療従事者が差別されることがあります。伝染病や感染症に対する正しい知識と理解を深め、感染者・患者のプライバシーに配慮することが必要です。

＜東京都総務局人権部じんけんのとびら＞

#### ◇性別

日本国憲法や世界人権宣言において男女の同権・平等を定め、女子差別撤廃条約は社会の様々な場面における女性差別の禁止を求めています。男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められていますが、例えば職場の管理職に占める女性割合が少ないことや男女間の賃金格差等の状況も生じています。また、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の問題も生じています。

＜東京都総務局人権部じんけんのとびら＞

#### ◇性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛の対象がどういう方向に向かうのかを示す概念であり、自分の意志で変えたり、選んだりするものではないといわれています。少数派であるために正常と思われず、興味本位で見られたり、職場や学校で嫌がらせやいじめを受ける等、日常生活や社会生活の面で人権に関わる問題も生じています。

＜東京都総務局人権部じんけんのとびら＞

#### ◇性自認

性自認とは、自分自身の性別を自分でどのように認識しているかということで、「心の性」と言い換えられることもあります。多くの方は性自認、身体の性（出生時に判定された性別）、自分の性別をどのように表現するかは、男性・女性のどちらかで一貫しています。しかし、これらの性別が一貫しておらず、性自認と自分の身体の性、また一般に身体の性にふさわしいとされる性的表現との間に違和感を持つ人たちがいます。

このため、身体の性とは異なる性別で生活を送っている人、あるいは送りたいと思っている人たちは、望む性別で取り扱われないことにより、ストレスや苦痛を感じていたり、偏見の目で見られ、差別的な取扱いを受けることもあります。

LGBT とは、代表的な性的マイノリティの頭文字（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）をとって作られた言葉です。更に、こうした LGBT の枠に当てはまらない人もいます。

＜東京都総務局人権部じんけんのとびら＞

#### ◇職業

個人や集団の主観的な印象に基づいて、特定の職業やその従事者に対して差別的な扱いをしたり、その職業や従事者を侮辱したりすることがあります。

#### ◇出身

出身地による差別の問題があります。現在もなお同和地区（被差別部落）の出身という理由で様々な差別を受け、基本的人権を侵害されている人がいます。企業が採用時に応募者の家族状況を調べたり、子どもの結婚相手の出身地を調べるといった身元調査を行ったり、公共施設等に落書きや貼り紙をする、インターネットに悪質な書き込みをする等の事案も生じています。そのため、部落差別がない社会の実現を目指して平成 28 年 12 月に部落差別解消法（部落差別の解消に関する法律）が施行されました。

＜東京都総務局人権部じんけんのとびら＞

#### ◇人種

人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）において、人種差別とは、人種、皮膚の色、世系または民族的もしくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限または優先のことをいい、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、共有しまたは行使することを妨げまたは害する目的または効果を有するものをいう、と定義されています。

近年では、特定の民族や国籍の人々を排除し、不安や差別意識をあおる差別的言動（ヘイトスピーチ）が社会的問題となっており、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進するために、平成 28 年 6 月にヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）が施行されました。

#### ◇国籍、言語、宗教

国籍、言語、宗教、文化、生活習慣等の違いやこれらへの無理解から、例えば住宅の賃貸や商店等の入店を断る、就労に関し不合理な扱いをする等といった差別や偏見が生じています。

＜東京都総務局人権部じんけんのとびら＞

#### ◇財産

世界人権宣言においては、財産による差別を受けることなく、すべての権利と自由を享有することができる」と規定されています。

（市民の権利）

第 4 条 市民一人ひとり、個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有する。

#### 【解説】

市民一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生きる権利があることを明確にしています。

(市の責務等)

第5条 市は、市民一人ひとりを個人として尊重するとともに、市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進しなければならない。

2 市長は、主体的かつ率先して指揮をとるとともに、教育委員会その他の市の機関との連携を図ることにより、前項に規定する市の責務を果たすものとする。

**【解説】**

市は、市民一人ひとりを個人として尊重するという意識をもって職務にあたり、市政の全てにおいて本条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進するという責務を明確にしています。

また、第2項によって改めて人権の尊重が市長に義務付けられ、第1項の推進にあたっては教育委員会や市議会等の市の機関と連携し、人権を尊重しみんなが生きやすいまちの実現を図るという姿勢を表すものです。

(市民の責務)

第6条 市民は、お互いに尊重し、お互いの権利を守らなければならない。

2 市民は、市の実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

**【解説】**

市民は一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有すると同時に、お互いの権利も守らなければならない責務を有します。また、市が人権に関する施策を推進していくためには、市民一人ひとりの協力があってこそ、より一層の推進が図られるものであることから、市の実施する人権に関する施策に協力することを努力義務として規定しています。

(団体の責務)

第7条 団体は、その活動において、市民一人ひとり及び所属する個人の権利を守らなければならない。

2 団体は、市の実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

**【解説】**

団体は、その活動によって影響を受ける市民や、団体に所属する個人の権利を守らなければならない責務を有します。また、市が人権に関する施策を推進していくためには、企業や事業者のような営利団体のほか、NPO法人や市民公益活動団体、町会自治会のような非営利団体の協力があってこそ、より一層の推進が図られるものであることから、市の実施する人権に関する施策に協力することを努力義務として規定しています。

例えば、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」においても、第8条（事

業者における障害を理由とする差別の禁止) 第1項において、「事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」と規定されているように、企業や事業者等の営利団体であれば、従業員及び顧客の権利を守るために、研修を行う等の取組を行うことが考えられます。また、非営利団体においても、団体構成員等がお互いに尊重しながら活動する必要があります。

(市民等との連携)

第8条 市は、市民、団体又は関係機関等と連携し、人権に関する施策を推進する。

**【解説】**

市が人権に関する施策を推進していくためには、市民及び団体との協力に加え、東京都、法務局、警察署、児童相談所のほか、市内外を問わず人権問題を取り扱う各種団体等の関係機関とのネットワークを強化し、多様な主体が相互に連携することにより効果的かつ迅速に施策の推進を図ることを規定しています。

(相談及び救済)

第9条 市は、市民一人ひとりが安心して気軽に相談でき、適切な救済を受けられるよう、市民、団体又は関係機関等と連携し、必要な措置を講ずる。

**【解説】**

人権を侵害する行為は多様化しており、様々な立場の市民がいる中で、誰もが安心して気軽に相談でき、また、その相談を受け止め、寄り添いながら支援し、関係機関と連携することにより、適切な救済につなげるための必要な措置を講じることを規定しています。

「安心して気軽に相談でき」とは、重大な人権侵害になる前に相談してもらいたいという思いを表しています。「安心して」とは相談者の秘密やプライバシーが守られることを意味しており、「気軽に」とは、相談に対するハードルを下げる取組を意味しています。

「必要な措置」には、相談者の希望に応じて関係機関等と連携し、事実調査等を行うことや、人権侵害が発生した後だけではなく、それを未然に防ぐための対応を含みます。

なお、市の相談体制や関係機関等との連携体制といった環境整備については、第13条に規定する粕江市人権尊重推進会議において審議します。

市では、以下のような相談窓口を設けています。

<全般>

人権身の上相談 03-3430-1149 (秘書広報室にて予約)

法律相談 03-3430-1149 (秘書広報室にて予約)  
カウンセリング・心の相談 03-3430-1149 (秘書広報室にて予約)  
こころの健康相談室 03-3430-1246 (福祉相談課相談支援係)

<子ども>

こまえチャイルドライン 03-3489-4535  
狛江市子ども家庭支援センター 03-5438-6606 (ひだまりセンター内)  
子ども発達支援課 03-5761-9012 (ひだまりセンター内)  
子どもに関する相談 03-3430-1276 (子ども政策課企画支援係)  
教育相談室 03-3430-6655 (ひだまりセンター内)  
ひとり親家庭専門相談 03-3430-1276 (子ども政策課母子父子自立支援員・ひとり親家庭等専門相談員)

<高齢者>

あんしん狛江 法律相談(福祉相談) 03-3488-5603 (社会福祉協議会内)  
介護保険や権利擁護等高齢者に関する総合的な相談  
03-5438-3565 (あいとぴあ地域包括支援センター)  
03-5438-2522 (地域包括支援センターこまえ正吉苑)  
03-3489-2422 (地域包括支援センターこまえ苑)  
高齢者の相談 03-3430-1246 (福祉相談課相談支援係)

<障がい>

障がい者地域自立生活支援センターサポート 03-5438-3533 (社会福祉協議会内)  
障がい者(児)の相談支援 03-3430-1246 (福祉相談課相談支援係)

<女性>

女性のためのカウンセリング 03-3430-1149 (秘書広報室にて予約)  
婦人相談 03-3430-1276 (子ども政策課婦人相談員)

<仕事>

労働相談 03-3430-1149 (秘書広報室にて予約)

<生活>

生活困窮の相談 03-3430-1243 (こま YELL)  
生活保護の相談 03-3430-1241 (福祉相談課生活支援係)

また、関係機関等においても人権問題に関する様々な相談窓口が設けられています。

<東京都>

東京都人権プラザ 一般相談 03-6722-0124・03-6722-0125

東京都自殺相談ダイヤル 0570-08-7478 (こころといのちのほっとライン)  
東京都教育相談センター 0120-53-8288 (教育相談一般・いじめ相談ホットライン)  
東京都児童相談センター  
よいこに電話相談室 03-3366-4152 (聴覚言語障がい者相談 FAX 03-3366-6036)  
東京子供ネット 0120-874-374 (子どもの権利擁護専門相談)  
東京都立小児総合医療センター こころの電話相談室 042-312-8119  
東京都ひとり親家庭支援センター「はあと」  
生活相談 03-5261-8687  
養育費相談、面会交流支援、離婚前後の法律相談 03-5261-1278  
就業相談 03-3263-3451  
東京ウィメンズプラザ  
一般相談 03-5467-2455  
男性のための悩み相談 03-3400-5313  
東京都女性相談センター 03-5261-3110 (多摩支所 042-522-4232)  
東京都労働相談情報センター 東京都ろうどう 110 番 0570-00-6110

#### <法務局>

みんなの人権 110 番 0570-003-110 (様々な人権問題に関する相談)  
子どもの人権 110 番 0120-007-110 (いじめ・虐待など子どもの人権の相談)  
女性の人権ホットライン 0570-070-810 (セクハラ・家庭内暴力など女性の人権の相談)  
外国語人権相談ダイヤル 0570-090-911 (外国語での人権の相談)  
インターネット人権相談 (様々な人権問題に関するインターネット相談)  
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

#### <警察署>

警視庁総合相談センター 03-3501-0110 (プッシュホン#9110)  
警視庁犯罪被害者ホットライン 03-3597-7830

#### <児童相談所>

東京都多摩児童相談所 042-372-5600  
児童相談所虐待対応ダイヤル 189

(啓発等)

第 10 条 市は、市民が人権を身近なものとして捉えられるよう、人権の尊重に関する意識を高めるための啓発、情報提供等を行う。

2 市は、第 1 条の目的の達成に向けて、市民の人権の尊重に関する意識を高めるため、その好事例となる活動を広く周知するものとする。

**【解説】**

人権を尊重しみんなが生きやすいまちの実現に向けては、全ての市民が人権の意義と共存の重要性を理解し、お互いに尊重していくことが求められます。しかしながら、市が実施している市民意識調査において平和・人権に関する関心度が低いという傾向が継続して見られます。

人権問題は、偏見や誤解、理解不足や無関心など、人権意識の欠如が原因となっている場合が多くあるため、市民が人権に対する理解を深め、身近なものであると認識され、人権の尊重に対する意識を高めることを目的に、市が啓発及び情報提供等を行うことを規定しています。

「好事例となる活動」とは、市民の人権の尊重に関する意識を高めるために、例えば第3期狛江市教育振興基本計画において教育目標として掲げられている「互いの生命と人格・人権を尊重し、地域や社会に貢献する意識の醸成」につながる教育活動における好事例等を市が広く市民に周知することを規定しています。

(子どもへの教育及び啓発)

第11条 市は、人権の尊重に関する教育及び啓発を学校教育その他子どもが活動する場等において推進する。

**【解説】**

人格形成に大きな影響のある幼少期から、集団生活の中で成長・発達段階に応じた教育や啓発を行うことにより、命の大切さや、他人の心の理解や違いを認め合い、自らの人権とすべての人の人権を尊重することの大切さを認識することが必要です。市は、学校教育のほか、子どもが集団活動をする様々な場を通じて、発達段階に応じて人権意識を身に付けられるように教育及び啓発を推進することを規定しています。

(市の支援)

第12条 市は、人権を尊重しみんなが生きやすいまちづくりに寄与する市民及び団体の活動に対して、人的、財政的その他必要な支援を行うものとする。

**【解説】**

本条例の推進につながる市民及び団体の活動に対して、必要な支援をすることを規定しています。具体的な支援策は、人権施策の推進に向けた指針を策定し、それに基づいた取組の一つとして実施することとなりますが、講師やアドバイザーの派遣等の人的支援や団体の活動費に対する財政的支援や共催・後援などの支援を想定しています。

(狛江市人権尊重推進会議の設置)

第13条 この条例による人権を尊重するまちづくりを推進するため、狛江市人権尊重推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

**【解説】**

本条例に定めた人権を尊重するまちづくりを推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として狛江市人権尊重推進会議を設置します。

また、条例を推進していくという目的を持つ機関であることから「人権尊重推進会議」という条例の内容を端的に表す名称としました。

ただし、推進会議は市民からの相談を直接受けたり、対応を議論したりする会議体ではなく、あくまでも市や関係機関等の設置する窓口が相談・救済体制の主体となります。

2 推進会議は、市長の諮問機関とし、次の各号について所掌するものとする。

- (1) 人権施策の評価、意識調査、人権に関する実態や課題の把握、重点啓発項目の設定その他の条例を推進するために必要な事項
- (2) 第9条に規定する相談に係る必要な措置及び救済手法の検討
- (3) その他人権の尊重について必要な事項

**【解説】**

(第1号)

本条例を推進するため、人権に関する施策の評価、市民の意識調査、実態や課題の把握、重点啓発項目の設定など、市長の諮問に応じ社会的状況を勘案しながら審議します。

(第2号)

人権を侵害する行為が多様化している中で、市において誰もが安心して気軽に相談できる体制や関係機関との連携により、適切に救済につなげるための仕組みについて審議することを規定しています。

(第3号)

その他人権の尊重に関して必要な事項を審議します。

3 推進会議は、前項に規定する所掌事務を遂行するため、必要に応じて関係機関等と連携するものとする。

**【解説】**

推進会議の所掌事務をより適切かつ的確に実施するため、より専門的な知識が必要な場合には、第2条第3号に定める関係機関等と連携します。



- 4 推進会議は、必要に応じて専門家、関係者等に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

**【解説】**

推進会議の所掌事務をより適切かつ的確に実施するため、専門的な意見等が必要な場合には、第2条第3号に定める関係機関等の他、専門家、活動団体、当事者等の関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができます。

(組織等)

第14条 推進会議は、次の各号に掲げる区分により市長が委嘱する委員9人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 有識者
  - (3) 公募市民
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、連続して2期を超えない範囲で再任されることができる。

**【解説】**

推進会議の委員の区分、任期、再任について定めたものです。

(会長及び副会長)

第15条 推進会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

**【解説】**

推進会議の会長、副会長の選考方法及び職務について定めたものです。

(会議)

第16条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

**【解説】**

推進会議の開催方法について定めたものです。

(庶務)

第 17 条 推進会議の庶務は、人権を所管する課が担当する。

**【解説】**

推進会議の庶務を担当する事務局は、人権を所管している課に置くものとします。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

**【解説】**

本条例の施行について、その他必要な事項は規則等で別に定めることを規定していません。

付 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

**【解説】**

本条例の施行日を定めたものです。